

## 上越市水防計画の修正案について

平成26年3月25日

上越市防災会議

### 【今回の修正内容】

- 水防法の改正内容を反映
- 気象業務法の改正内容を反映
- 新潟県水防計画、上越市地域防災計画の修正内容を反映

## ■水防計画修正(案)のポイント

### (1) 水防法の改正内容を反映(その1)

① 水防計画の目的に津波を位置付けし、  
水災の警戒、防御、被害軽減対策を追加

② 水防活動従事者の安全配慮

- ・津波時の水防活動・・・津波警報解除等安全で、かつ必要と認めるときに限定
- ・洪水時の危険な状況における、樋門操作員の安全確保を優先
- ・津波、高潮時における河口、海岸付近の樋門操作員の避難を優先

③ 消防団の津波避難訓練への参加義務付け

- ・津波災害警戒区域に関わる消防団員の訓練参加

2

## ■水防計画修正(案)のポイント

### (2) 水防法の改正内容を反映(その2)

① 河川管理者の水防への協力を明確化

- ・河川管理者との協議に基づき、水防計画への位置付けと水防活動への協力の明確化

② 浸水想定区域等における要配慮者利用施設  
及び大規模工場等への対応

- ・洪水予報等の伝達方法の具体化
- ・対象施設への避難確保(浸水防止)計画の作成及び訓練実施の促進

3

## ■水防計画修正(案)のポイント

### (3) 気象業務法の改正内容を反映

①特別警報の発表基準及び特別警報に係る警報事項の周知

②大津波警報が津波の特別警報に位置付け

4

## ■水防計画修正(案)のポイント

### (4) 新潟県水防計画、上越市地域防災計画の修正内容を反映

①新潟県水防計画修正内容の反映

・洪水予報等の情報伝達体制等、県水防計画との整合

②上越市地域防災計画修正内容の反映

・上越市地域防災計画の修正内容を反映  
・災害対策本部等、体制の整備

5



# 上越市水防計画の修正案 各章の概要

## 第1章 総則

- (1)概要 計画の目的の他、用語の定義、防災関係機関等の責任、津波における留意事項、安全配慮等を記載。
- (2)ポイント 新たに水防計画の目的に津波を位置づけるとともに、水防活動従事者の安全確保を図ること及び津波災害時の水防活動については津波警報等が解除され水防活動が安全に行える状態であつ必要と認めるときに限ることとする等、安全配慮に留意したものに修正。

## 第2章 水防体制

- (1)概要 水害・土砂災害時及び津波災害時の、警戒待機体制、災害警戒本部、災害対策本部の体制を記載。
- (2)ポイント 現水防計画において、災害対策本部設置に至らない場合の水防本部による水防活動を定めているものを見直し、地域防災計画の修正内容を反映させたうえで、警戒待機体制、災害警戒本部、災害対策本部により水防活動を実施することに修正。

## 第3章 重要水防箇所

- (1)概要 堤防の決壊等の危険が予想されるとして河川管理者が設定している重要水防箇所を記載。
- (2)ポイント 河川の重要水防箇所は堤防の整備状況等により河川管理者が毎年見直しを行っているため、最新の重要水防箇所に修正。

## 第4章 予報及び警報

- (1)概要 気象台が発表する気象警報と津波警報等、河川管理者が発表する洪水予報と水位到達情報等を記載。
- (2)ポイント 地域防災計画の修正内容を反映する他、水防法改正に伴う津波に関する水防警報、改善された津波警報等、新設された特別警報を新たに記載。また、水防予報や水位到達情報にかかる発表基準、対象河川、基準観測所、伝達体制を新たに記載するほか、気象警報等の発表基準を最新のものに修正。

## 第5章 水位等の観測、通報および公表

- (1)概要 河川管理者の水位観測所、通報系統、水位の公表のほか、雨量観測所を記載。
- (2)ポイント 水位の通報系統や公表方法を、新たに記載。

## 第6章 気象予報等の情報収集

- (1)概要 気象庁、国土交通省及び県のHP等、気象予報、雨量、河川の水位及び波高等の情報収集先を記載。
- (2)ポイント 新潟県水防計画と整合を図り、同様の情報収集先を記載。

## 第7章 ダム・水門等の操作

- (1)概要 ダム及び樋門の操作及び連絡系統を記載。
- (2)ポイント 洪水時の危険な状況における樋門操作員の安全確保や、津波・高潮発生時の河口・海岸付近における樋門操作員の避難を優先するなど、水防活動従事者の安全に配慮した内容に修正。

## 第8章 通信確保

- (1)概要 災害発生時の通信確保や、庁舎停電時の対応等を記載。
- (2)ポイント 通信確保等について、当市が平成23年度までに整備を完了した防災行政無線設備等を含め、新たに記載。

## 第9章 水防施設及び輸送

- (1)概要 水防倉庫、水防資器材及び非常の際の輸送の確保を記載。
- (2)ポイント 輸送の確保について、県水防計画の修正内容を反映させ新たに記載。

## 第10章 水防活動

- (1)概要 消防団の水防配備、巡視、警戒の他、住民等の避難に関する事項を記載。
- (2)ポイント 地域防災計画の修正により水防活動は水防計画により実施することとされたことを踏まえ、住民等の避難対策を地域防災計画の修正内容を反映した内容に修正する他、水防活動従事者の安全配慮を図るため、津波時の消防団による水防活動については津波警報解除等安全に行える状態であつ必要と認めるときに限ることを記載。

## 第11章 防災関係機関の相互協力体制

- (1)概要 河川管理者の協力、県や他市町村、消防機関への応援要請及び自衛隊への災害派遣要請等を記載。
- (2)ポイント 水防法改正に伴う河川管理者の協力を新たに位置づけるとともに、防災関係機関への応援要請等を、地域防災計画の修正内容を反映し修正。

## 第12章 費用負担と公用負担

- (1)概要 水防に要する費用の負担者及び水防に必要な時の公用負担（必要な土地の一時使用等）を記載。
- (2)ポイント 費用負担と公用負担について、県水防計画の修正内容を反映し新たに記載。

## 第13章 水防報告等

- (1)概要 市から県への水防概要報告及び水防活動実施報告について記載。
- (2)ポイント 現水防計画の記載内容を、県水防計画の修正内容を反映した内容に修正。

## 第14章 水防訓練

- (1)概要 消防団による水防訓練や、津波避難訓練を記載。
- (2)ポイント 水防法の改正に伴い、津波避難訓練について新たに記載。

## 第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保等のための措置

- (1)概要 水防法に基づく洪水及び津波の浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の避難確保等を記載。
- (2)ポイント 水防法の改正に伴い、市から洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等への洪水予報等の伝達方法と、それらの施設に対する避難確保計画等の作成や訓練実施等の働きかけを新たに記載。

## 第16章 水防協力団体

- (1)概要 民間の水防協力団体の指定や業務内容、消防団等との連携について記載。
- (2)ポイント 水防法の改正に伴い拡大された、水防管理団体の対象団体や業務内容を修正。